

計画作成や施設整備など地域で活用可能な支援施策【平成29年度版】

| 平成29年度バイオマス関連支援施策一覧 | | 計 画 作 成 調 査 | 設 備 導 入 費 補 助 | 技 術 研 究 開 発 費 補 助 | 分 野 |
|---------------------|--|----------------------------|---------------------------------|---|--------|
| (1) 国の支援 | | | | | |
| 1 | 地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金 | ○ | ○ | | 全般 |
| 2 | 地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立するための実証事業 | ○ | ○ | ○ | 全般 |
| 3 | ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業 | ○ | | ○ | 全般 |
| 4 | 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業 | ○ | ○ | | 全般 |
| 5 | 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 | ○ | ○ | | 全般 |
| 6 | 公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業 | | ○ | | 全般 |
| 7 | 再生可能エネルギー導入等の推進(地域バイオマス利活用推進事業) | ○ | ○ | | 全般 |
| 8 | 再生可能エネルギー導入等の推進(農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業等) | ○ | | | 全般 |
| 9 | 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策) | | ○ | | 全般 |
| 10 | 地域経済循環創造事業交付金(分散型エネルギーインフラプロジェクト) | ○ | | | 全般 |
| 11 | 防災・減災、国土強靱化及び地域の低炭素化に資する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 | | ○ | | 全般 |
| 12 | CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業 | | | ○ | 全般 |
| 13 | 6次産業化の推進(6次産業化支援対策) | ○ | ○ | | 全般 |
| 14 | 自給飼料の生産拡大(エコフィールド増産対策事業) | | | | 全般 |
| 15 | 新たな木材需要創出総合プロジェクト(地域材利用促進) | | | ○ | 木質 |
| 16 | 木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業 | ○ | | | 木質 |
| 17 | 次世代林業基盤づくり交付金 | | ○ | | 木質 |
| 18 | 次世代施設園芸の取組拡大 | | ○ | ○ | 木質 |
| 19 | 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業) | ○ | ○ | | 畜産 |
| 20 | 循環型社会形成推進交付金(廃棄物処理施設分) | ○ | ○ | | 都市 |
| 21 | 廃棄物処理施設への先進的設備導入推進事業 | | ○ | | 都市 |
| 22 | 低炭素型廃棄物処理支援事業 | ○ | ○ | | 都市 |
| 23 | 食品リサイクル促進等総合対策事業 | | | その他 | 都市 |
| (2) 道の支援 | | | | | |
| 24 | 地域新エネルギー導入調査総合支援事業 | ○ | | | 全般 |
| 25 | 地域主体の新エネルギー導入支援事業 | ○ | ○ | | 全般 |
| 26 | 先進的エネルギー関連技術開発支援事業 | | | ○ | 全般 |
| 27 | 先進的エネルギー関連製品開発支援事業 | ○ | | ○ | 全般 |
| 28 | エネルギー地産地消事業化モデル支援事業 | | ○ | | 全般 |
| 29 | 地域資源活用基盤整備支援事業 | | ○ | | 全般 |
| 30 | 新エネルギー導入加速化推進事業費(新エネルギー導入加速コーディネート事業) | | | | 全般 |
| 31 | 地域づくり総合交付金(省エネルギー・新エネルギー振興事業) | ○ | ○ | ○ | 全般 |
| 32 | 企業立地促進費補助金(新エネルギー供給業) | | ○ | | 全般 |
| 33 | 中小企業競争力強化促進事業 | | | ○ | 全般 |
| 34 | 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策) | | ○ | | 全般 |
| 35 | 農山漁村地域整備交付金(畜産環境総合整備事業) | | ○ | | 畜産 |
| 36 | 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 | | ○ | | 畜産 |
| 37 | 林業・木材産業構造改革事業(森林バイオマス等活用施設整備) | | ○ | | 木質 |
| 38 | 林業・木材産業構造改革事業(木質バイオマス利用促進施設の整備) | | ○ | | 木質 |
| 39 | 合板・製材生産性強化対策事業(森林バイオマス等再利用促進施設整備) | | ○ | | 木質 |
| 40 | バイオマス利活用エキスパート・アドバイザー派遣事業 | | | | 全般 |
| 41 | 循環型社会形成推進交付金 | ○ | ○ | | 都市 |
| 42 | 循環資源利用促進施設設備整備費補助金(設備整備費補助金) | | ○ | | 全般 |
| 43 | リサイクル技術研究開発補助金(研究開発補助金) | | | ○ | 全般 |
| 44 | リサイクル産業創出事業費補助金 | ○ | | ○ | 全般 |
| 45 | 地域新エネルギー導入アドバイザー制度 | | | | 全般 |
| 46 | 技術支援・研究開発 | | | ○ | 全般 |
| (3) 融資制度 | | | | | |
| 47 | 北海道中小企業総合振興資金(ライフステージ対応資金 ステップアップ貸付(政策サポート)) | | ○ | | 全般 |
| 48 | 北海道市町村振興基金貸付金 | | ○ | | 全般 |
| 49 | 林業・木材産業改善資金 | | ○ | | 木質 |

(1)国の支援

| | |
|------|--|
| No.1 | 地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消事業費補助金 |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | <p>1. 分散型エネルギーシステム構築支援事業 (1)事業化に向けた計画策定に対する支援 (2)エネルギーシステムの構築に関する支援 ※(1)、(2)ともに再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)の設備認定を受けないもの</p> <p>2. 再生可能エネルギー熱事業者支援事業 民間事業者による再生可能エネルギー熱利用設備導入に対する補助 【熱利用設備の内訳】 大洋熱、温度差エネルギー、雪氷熱、地中熱、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造</p> <p>※実施期間：平成28年度～32年度(5年間)</p> |
| 対象者 | 民間事業者等 |
| 補助率 | <p>1. (1) 3/4以内 1. (2) 2/3、1/2、1/3以内 2. 1/3以内 ※地方公共団体から指定・認定を受けて実施する先導的な事業は2/3以内の場合あり。</p> |
| 所管 | 経済産業省 |

| | |
|------|---|
| No.2 | 地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立するための実証事業 |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | <p>バイオマスエネルギー導入にあたって必要な、経済的に自立したエネルギー利用システムに関して、導入要件・技術指針と具体的な事業モデルを明確化。</p> <p>①バイオマスの種類毎(未利用木材、畜産廃棄物、都市ごみ等)に経済的に自立可能な要件及び要素技術を洗い直し、導入要件・技術指針として再整理。 ②実証事業に向けた事業性調査(FS)を実施。 ③事業採算性の見込みのある事業に対し、導入要件・技術指針に合致したモデル実証と改良が必要な技術の開発を実施。 ④開発及び実証の成果を反映させた導入要件・技術指針とともに、事業モデルを公開し、さらなる導入促進に貢献。</p> <p>※実施期間：平成26年度～32年度(7年間)</p> |
| 対象者 | 民間企業等 |
| 補助率 | 2/3 |
| 所管 | 経済産業省 |

| | |
|------|--|
| No.3 | ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業 |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | <p>中小・ベンチャー企業等が有する、新エネルギー等に関する潜在的技術シーズを幅広く発掘するため、FS調査や事業化に向けたコンサルティング等の人的サポート等も活用しながら、技術開発段階から事業化段階まで一貫して支援。</p> <p>①委託事業：フェーズA(FS調査)、フェーズB(基盤研究) ②助成事業：フェーズC(実用化・実証研究)、フェーズD(大規模実証研究開発)</p> <p>〈対象技術分野〉 ①太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス利用、大洋熱利用、その他未利用エネルギー分野 ②再生可能エネルギーの普及、エネルギー源の多様化に資する新規技術(蓄電池、エネルギーマネジメントシステム等)</p> |
| 対象者 | 中小企業等 |
| 補助率 | ①(委託)100% ②(助成)2/3以内 |
| 所管 | 経済産業省 |

| | |
|------|--|
| No.4 | 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業 |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて、各種の課題に適切に対応するもの等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助。 |
| 対象者 | 地方公共団体、民間事業者等 ※熱利用設備に対する民間事業者への補助は経産省事業(No.1)が実施 |
| 補助率 | 1/3、1/2、2/3、定額 |
| 所管 | 環境省(経済産業省連携) |

| | |
|------|--|
| No.5 | 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業 地球温暖化対策計画を踏まえた事務事業編の改定等、事務事業編に基づく取組の大胆な強化・拡充やカーボン・マネジメント体制整備に向けた調査・検討に係る費用を補助。 ※実施期間：平成28年度～30年度 2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業 先進的な取組を行おうとする地方公共団体に対して、下記①及び②の提出を条件として、庁舎等への設備導入を補助。 ①カーボン・マネジメント体制の整備計画 ②カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針 ※実施期間：平成28年度～32年度(5年間) |
| 対象者 | 地方公共団体等 |
| 補助率 | 1. 1/2または定額(上限1,000万円) 2. 1/3、1/2、2/3 |
| 所管 | 環境省 |

| | |
|------|---|
| No.6 | 公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業 |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 公共施設等複数の施設が存在する地区内において再エネ等を活用し、電気や熱を融通する自立・分散型エネルギーシステムを構築。さらに複数の自立・分散型エネルギーシステムを自己託送等により繋ぎ電気や熱を融通する等して、FITによる売電に頼らず自己完結型で再エネ等を効率的に利用。同時に、個々の施設の効率の低い設備を高効率化し、エネルギー消費量を削減することで、対策コストを削減しながらCO2削減を行う。 ※実施期間：平成28年度～32年度(最大5年間) ※再エネ電気は固定価格買取制度による売電をせず施設全体で利用を完結 |
| 対象者 | 地方公共団体等 |
| 補助率 | 2/3 |
| 所管 | 環境省 |

| | |
|------|---|
| No.7 | 再生可能エネルギー導入等の推進(地域バイオマス利活用推進事業) |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 4. 地域バイオマス利活用推進事業 (1)地域バイオマス利活用支援事業(地域段階) バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な調査・設計等を支援。 (2)地域バイオマス利活用施設整備事業 バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な施設整備を支援。 〈各省との連携〉 7府省が共同で地域を選定し、各府省の施策のマッチング等によりバイオマス産業都市の構築を連携して支援。 |
| 対象者 | 民間団体等 |
| 補助率 | (1)定額、1/2以内 (2)1/2、1/3以内 |
| 所管 | 農林水産省 |

| | |
|------|--|
| No.8 | 再生可能エネルギー導入等の推進(農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業等) |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 1. 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 (1)事業化推進事業 発電事業に意欲を有する農林漁業者やその組織する団体が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組について支援。 (2)事業化サポート事業 再生可能エネルギーに取り組もうとする農林漁業者をサポートするため、研修会の実施、専門家による指導・助言、再エネ事業者とのマッチング、セミナーの開催等を支援。 2. 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業 農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援。 |
| 対象者 | 1. (1)、(2)民間団体等 2. 地方公共団体と民間団体等からなる協議会 |
| 補助率 | 定額 |
| 所管 | 農林水産省 |

| | |
|------|--|
| No.9 | 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策) |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 4. 農山漁村活性化整備対策 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るための施設等の整備を支援。 |
| 対象者 | 都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等 |
| 補助率 | 定額、1/2等 |
| 所管 | 農林水産省 |

| | |
|-------|---|
| No.10 | 地域経済循環創造事業交付金(分散型エネルギーインフラプロジェクト) |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 自治体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業の立ち上げるマスタープランの策定を支援。 ※バイオマス産業都市構想策定に向けた計画作成等に活用可能。 ※平成28年度までの事業名は“分散型エネルギーインフラプロジェクト”であり、今年度から地域経済循環創造事業交付金に統合され、交付金事業として事業継続。 |
| 対象者 | 地方公共団体 |
| 補助率 | 2/3~3/4(財政力指数に応じて変わる) |
| 所管 | 総務省 |

| | |
|-------|---|
| No.11 | 防災・減災、国土強靱化及び地域の低炭素化に資する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事 |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 地域防災計画に位置づけられた防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設等に対して、防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、コジェネレーションシステム、未利用エネルギー活用設備、省エネルギー設備、蓄電池等を導入する事業を支援。 |
| 対象者 | 地方公共団体、公立大学・病院その他の民間団体 |
| 補助率 | 3/4~1/2 |
| 所管 | 環境省 |

| | |
|-------|---|
| No.12 | CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業 |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 将来的な対策強化が政策的に必要となる分野のうち、現行の対策が十分でない、または、さらなる対策の深掘りが可能な技術やシステムの内容及び性能等の要件を示した上で、早期の社会実装を目指した技術開発・実証を行う。 技術開発の必要性、実施体制・計画、開発目標、CO2削減効果等を外部専門家により審査し、事業実施主体を選定。 進捗管理を強化し技術目標到達の確度を高めるため、開発の各段階で技術成熟レベルを判定し、改善点等があれば指導助言、計画の変更等を行うことにより、効果的・効率的な執行を図る。 ※実施期間:平成25年度~34年度(10年間) |
| 対象者 | 民間団体、公的研究機関、大学等 |
| 補助率 | 最大1/2 |
| 所管 | 環境省 |

| | |
|-------|---|
| No.13 | 6次産業化の推進(6次産業化支援対策) |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 2. 6次産業化支援対策 (1)6次産業化ネットワーク活動交付金 ①6次産業化等に関する戦略の策定 都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融機関等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略を策定・更新する取組を支援。 ⑤新商品開発・販路開拓、加工・販売施設整備等の支援 農林漁業者等による新商品の開発・販路開拓、6次産業化・地産地消法等の認定者による融資を活用した加工・販売施設整備等の支援。 ⑥地域ぐるみの6次産業化の支援 市町村の6次産業化に関する戦略に沿って地域ぐるみで行う、新商品の開発、販路開拓の取組、加工機械等の整備を支援。 |
| 対象者 | 都道府県、市町村、民間団体等 |
| 補助率 | 都道府県及び市町村へは定額(事業実施主体へは定額、1/2以内、1/3以内、3/10以内) |
| 所管 | 農林水産省 |

| | |
|-------|---|
| No.14 | 自給飼料の生産拡大(エコフィード増産対策事業9) |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | (3)エコフィード増産対策事業 エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化の促進、地域の関係者との連携による食品残さ等の飼料利用体制の構築、活用が進んでいない食品残さを原料としたエコフィードの増産等を支援。 |
| 対象者 | 農業者集団、民間団体 |
| 補助率 | 定額、1/2以内 |
| 所管 | 農林水産省 |

| | |
|-------|---|
| No.15 | 新たな木材需要創出総合プロジェクト(地域材利用促進) |
| 対象内容 | 木質系バイオマス |
| 概要 | (5)木質バイオマスの利用拡大 地域密着型の小規模発電や熱利用など木質バイオマス(竹を含む)のエネルギー利用及びセルロースナノファイバー等のマテリアル利用の促進に向け、サポート体制の構築、燃料の安定供給体制の強化、技術開発等を支援。 |
| 対象者 | 民間団体等 |
| 補助率 | 定額、1/2、3/10 |
| 所管 | 農林水産省 |

| | |
|-------|--|
| No.16 | 木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業 |
| 対象内容 | 木質系バイオマス |
| 概要 | 森林等に賦存する木質バイオマス資源を持続的に活用することを目標とした地方公共団体が行う計画策定を支援。木質バイオマスの賦存量に応じた再生可能エネルギー使用設備の導入等の計画を策定し、その計画に基づき設備を導入することでCO2排出量の削減を図る。 |
| 対象者 | 地方公共団体 |
| 補助率 | 定額(都道府県:上限2,000万/市町村:上限1,500万) |
| 所管 | 環境省(経済産業省) |

| | |
|-------|---|
| No.17 | 次世代林業基盤づくり交付金 |
| 対象内容 | 木質系バイオマス |
| 概要 | <p>1. 次世代木材生産・供給システム構築事業 用途別の需要に的確に対応できる木材のサプライチェーンを構築する構想に基づき、川上と川中の事業者が連携し、安定供給の確保や間伐材の供給力強化のため、路網鷗尾、伐採・搬出を推進。</p> <p>2. 森林・林業再生基盤づくり交付金 木材利用の拡大、木材の安定的・効率的な供給、林業の持続的かつ健全な発展、森林の公益的機能の発揮等を図るために必要な機械施設の整備等について、地域の自主性・裁量を尊重しつつ、都道府県等に対して一体的に支援。CLT等を活用した木造公共建築物や木質バイオマスの供給・利用を促進する施設の整備等。</p> <p>3. 林業成長産業化地域創出モデル事業 地域の森林資源の利活用により、多くの雇用や経済価値を生み出す地域を「林業成長産業化地域」として指定し、木材加工流通施設などの施設整備を優先的に採択するなど重点的な支援。</p> |
| 対象者 | 地方公共団体、民間団体等 |
| 補助率 | 地方公共団体へは定額(事業主体へは1/2、1/3以内等) |
| 所管 | 農林水産省 |

| | |
|-------|--|
| No.18 | 次世代施設園芸の取組拡大 |
| 対象内容 | 木質系バイオマス |
| 概要 | <p>2. 強い農業づくり交付金(優先枠) 高度環境制御技術と地域エネルギー活用・省エネ化技術を活用した次世代型大規模園芸施設の整備について、優先枠を設置して積極的に支援。</p> |
| 対象者 | 都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等 |
| 補助率 | 1/2以内等 |
| 所管 | 農林水産省 |

| | |
|-------|--|
| No.19 | 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業) |
| 対象内容 | 畜産系バイオマス |
| 概要 | <p>1. 施設整備事業 畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備や施設整備と一体的な家畜導入を支援。</p> <p>2. 機械導入事業 畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力の強化等に必要な機械のリース導入を支援。</p> <p>3. 調査・実証・推進事業 収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析を支援。また、畜産クラスター事業の効果を一層高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援。</p> |
| 対象者 | 畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体 |
| 補助率 | 1、2. 1/2以内 3. 定額 |
| 所管 | 農林水産省 |

| | |
|-------|--|
| No.20 | 循環型社会形成推進交付金(廃棄物処理施設分) |
| 対象内容 | 都市廃棄物系バイオマス |
| 概要 | <p>【交付対象施設】 エネルギー回収推進施設(ごみ発電、熱回収、バイオガス化等) 有機性廃棄物リサイクル推進施設(し尿、生ごみ等)</p> |
| 対象者 | 市町村等 |
| 補助率 | 1/3(ただし、一部の先進的な施設については1/2) |
| 所管 | 環境省 |

| | |
|-------|--|
| No.21 | 廃棄物処理施設への先進的設備導入推進事業 |
| 対象内容 | 都市廃棄物系バイオマス |
| 概要 | 一般廃棄物処理施設への高効率廃棄物発電等の導入に向けた改良・更新事業を支援。 |
| 対象者 | 市町村等 |
| 補助率 | 最大1/2 |
| 所管 | 環境省 |

| | |
|-------|--|
| No.22 | 低炭素型廃棄物処理支援事業 |
| 対象内容 | 都市廃棄物系バイオマス |
| 概要 | <p>(1)廃棄物処理業低炭素化促進事業</p> <p>①事業計画策定支援 廃棄物由来エネルギー(電気・熱・燃料)を廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を支援。</p> <p>②低炭素型設備等導入支援</p> <p>ア 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置 イ 廃棄物由来燃料製造施設(油化、メタン化、RPF化等) ウ 廃棄物処理施設の省エネ化及び廃棄物収集運搬車の低燃料化</p> <p>(2)地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業 地域の資源環境の高度化及び低炭素化に資する地方公共団体のFS調査、民間事業者(地方公共団体と連携し、廃棄物の3Rを検討する者)の事業計画策定を支援。</p> <p>※実施期間:平成28年度～32年度</p> |
| 対象者 | 民間事業者、地方公共団体等 |
| 補助率 | (1)①2/3 ②1/3 (2)民間事業者:1/2 地方公共団体:定額 |
| 所管 | 環境省 |

| | |
|-------|---|
| No.23 | 食品リサイクル促進等総合対策事業 |
| 対象内容 | 都市廃棄物系バイオマス |
| 概要 | <p>製造業者・卸売業者・小売業者等による食品ロス削減のための取組と併せて、リサイクルが低迷している小売業・外食産業における食品廃棄物等の再生利用の取組等を促進。</p> <p>1. 食品ロス削減国民運動の展開 個別企業等では解決が困難な商習慣の見直しに向けたフードチェーン全体の取組やフードバンク活動を行う団体が食品関連事業者からの信頼を向上させ食品の受入量拡大を図る取組等を支援。</p> <p>2. 食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進 食品小売業者や外食事業者が、再生利用事業者、農業者と連携して、食品廃棄物のメタン化及びメタン発酵消化液の肥料利用を行うための取組を支援。</p> |
| 対象者 | 民間団体等 |
| 補助率 | 定額、1/2以内 |
| 所管 | 農林水産省 |

(2)道の支援

| | |
|-------|--|
| No.24 | 地域新エネルギー導入加速化調査支援事業 |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 地域に賦存するエネルギー資源を活かした新エネルギーの導入を促進するため、市町村の新エネルギービジョン等に基づいた具体的な導入可能性調査を支援し、新エネルギー事業化に向けた課題の解決を図るとともに、地域主導による新エネルギーの導入を加速。 |
| 対象者 | ・市町村 ・市町村及び法人、任意団体その他知事が適当と認めた者を構成員とする共同体 ※実施主体は民間企業の方でも構いませんが、市町村の参画が必要です。 |
| 補助率 | 1/2以内、上限300万円 |
| 所管 | 北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 |

| | |
|-------|---|
| No.25 | 地域主体の新エネ導入支援事業 |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 地域に賦存するエネルギー資源を活かし、市町村を中心に地域の多様な主体が協働・連携して行う省エネ・新エネ事業を通じて地域経済の活性化を図る取組を支援するとともに、地域主体のエネルギーと経済の地域循環により、経済と環境が両立した持続可能な地域づくりに資する設備導入等を支援することにより、地域主導のエネルギー地産地消の取組を加速。 |
| 対象者 | ・市町村 ・市町村及び法人、任意団体その他知事が適当と認めた者を構成員とする共同体 ※実施主体は民間企業の方でも構いませんが、市町村の参画が必要です。 |
| 補助率 | 新エネルギー設計支援事業：1/2以内、上限500万円 新エネルギー導入支援事業(設備導入)：1/2以内、上限1,500万円 等 |
| 所管 | 北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 |

| | |
|-------|--|
| No.26 | 先進的エネルギー関連技術開発支援事業 |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 本道の豊かな自然や多様なエネルギー資源及び技術シーズを活用し、道内の大学や公設試験研究機関などと連携して行う先進的なエネルギー関連技術の研究開発を支援。 |
| 対象者 | ・道内に主たる事務所又は事業所を有する法人(NPO法人等を含む) ・全構成員の過半数を上記に掲げる者が占め、かつ上記に掲げる者が代表者となる共同体 |
| 補助率 | 2/3(知事が別に指定する分野は3/4)以内、上限1,000万円 |
| 所管 | 北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 |

| | |
|-------|--|
| No.27 | 先進的エネルギー関連製品開発支援事業 |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 本道の豊かな自然や多様なエネルギー資源及び技術シーズを活かした先進的なエネルギー関連技術の製品開発及び事業化に結びつけるための実証事業並びに市場調査を支援。 |
| 対象者 | ・道内に主たる事務所又は事業所を有する法人(NPO法人等を含む) ・全構成員の過半数を上記に掲げる者が占め、かつ上記に掲げる者が代表者となる共同体 |
| 補助率 | 2/3(知事が別に指定する分野は3/4)以内、上限300万円 |
| 所管 | 北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 |

| | |
|-------|--|
| No.28 | エネルギー地産地消事業化モデル支援事業 |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 地域のエネルギー資源を地域で活用する取組や、エネルギーを効率的に消費する取組について、検討・設計段階から設備導入・運営段階まで複数年度に渡る継続した支援を行うことにより、地域のエネルギーマネジメントシステムを現実化し、その成立過程を可視化することにより、他地域への拡大を図る。地域のエネルギー活用に向けた自治体等の計画に基づいた、 (1)地域の有するエネルギー資源を活用し地域で消費する取組 (2)大型施設や複数施設等においてエネルギーを効率的利用する取組 などへの支援。 |
| 対象者 | ・市町村 ・市町村及び法人、任意団体その他知事が適当と認めた者を構成員とする共同体 ※実施主体は民間企業の方でも構いませんが、市町村の参画が必要です。 |
| 補助率 | 定額補助 上限：1年度あたり1億円(最長5年間、上限5億円) |
| 所管 | 北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 |

| | |
|-------|--|
| No.29 | 地域資源活用基盤整備支援事業 |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 固定価格買取制度(FIT)を活用する取組に対し、発電事業者が送電線等を整備する事業に要する費用の一部を支援することにより、地域に賦存するエネルギーを最大限活用する体制の構築を支援。 |
| 対象者 | ・法人 ・市町村及び法人、任意団体その他知事が適当と認めた者を構成員とする共同体 |
| 補助率 | 系統連系時に係る送電線整備工事における事業者負担額の1/2、上限1,000万円 |
| 所管 | 北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 |

| | |
|-------|---|
| No.30 | 新エネルギー導入加速化推進事業費(新エネルギー導入加速コーディネート事業) |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 地域における新エネルギーの導入を加速するため、エネルギーの地産地消について事業の掘り起こしから、事業・収支計画策定、事業実施までを地域と一体となって支援。 ・コーディネート業務を民間企業に委託して実施 事業の掘り起こしから計画策定、事業実施までを総合的に支援。(地域における取組の掘り起こし、市町村等への具体的な提案、事業計画・収支計画の作成支援、地域における連携体制の構築支援、事業実施後のフォローアップ等) |
| 対象者 | 支援の対象者:市町村、事業者・団体等 |
| 補助率 | — |
| 所管 | 北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 |

| | |
|-------|---|
| No.31 | 地域づくり総合交付金(省エネルギー・新エネルギー振興事業) |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を活かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業を支援。 1. 新エネルギー等開発利用施設整備事業(ハード系事業) 北海道省エネルギー・新エネルギー促進常用第2条第2号に規定する新エネルギー及び天然ガスが対象。 対象範囲は、原則として公共用施設に導入する開発利用施設。 新エネルギー等の開発及び利用施設の整備に直接必要な経費が対象。 2. 省エネルギー・新エネルギー促進事業 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例第2条第1号で定める「省エネルギー」及び第2号で定める「新エネルギー」の導入を促進する事業が対象。 |
| 対象者 | 市町村、一部事務組合及び広域連合 ※ソフト系事業においては、これらに加え、複数の市町村で構成する協議会等総合振興局長・振興局長が適当と認める者を対象とする。 |
| 補助率 | 1/2以内 【ハード系事業】 《上限》単一市町村:1億円/一部事務組合、広域連合:2億円 《下限》500万円 【ソフト系事業】 《上限》単一市町村:500万円/一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等:1,000万円 《下限》50万円 ※総合振興局長・振興局長が適当と認める者 《上限》300万円 《下限》10万円 |
| 所管 | 北海道総合政策部地域創生局地域政策課 |

| | |
|-------|--|
| No.32 | 企業立地促進費補助金(新エネルギー供給業) |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 企業立地を促進するため、経済波及効果の高い産業、成長発展が期待されてる産業及び地域の特性に応じた産業の分野に対し、重点的な措置を講ずる。 |
| 対象者 | 工場等を新設する者で、次に該当するもの: (1)道内に本店を設置して事業を行うこと。 (2)市町村支援の対象であること。 (3)特定電気事業者(電気事業法第2条第1項第6号)、または特定規模電気事業者(同条同項第8号)であって、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギーを供給しようとするものであるもの。 |
| 補助率 | 投資額の5%(上限:1億円) |
| 所管 | 北海道経済部産業振興局産業振興課 |

| | |
|-------|--|
| No.33 | 中小企業競争力強化促進事業 |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 道内の中小企業が新分野・新市場への進出に取り組むために要する経費の一部を助成し、中小企業が取り組む製品開発、市場開拓、技術習得を支援。 |
| 対象者 | 道内中小企業者等 |
| 補助率 | 産学連携等研究開発支援事業:1/2以内、上限1,200万円 市場対応型製品開発支援事業:1/2以内、上限300万円(うち市場調査等経費200万円) |
| 所管 | (公財)北海道中小企業総合支援センター |

| | |
|-------|--|
| No.34 | 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策) |
| 対象内容 | 地域資源循環活用施設(自然・資源活用施設):バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギー供給施設等(定住等及び地域間交流促進による農山漁村の活性化を目的とする交流拠点施設等に付帯する発電設備)。 |
| 概要 | 地方公共団体が作成した定住・交流促進のための計画の実現に向けて必要な農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備(バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギー供給施設等(定住等及び地域間交流促進による農山漁村の活性化を目的とする交流拠点施設等に付帯する発電設備))を支援。 |
| 対象者 | 市町村、農林漁業団体等 |
| 補助率 | 1/2以内 |
| 所管 | 農林水産省農村振興局整備部地域整備課活性化支援班(国窓口) 北海道農政部農村振興局農村設計課農村企画グループ(北海道窓口) |

| | |
|-------|---|
| No.35 | 農山漁村地域整備交付金(畜産環境総合整備事業) |
| 対象内容 | 畜産系 |
| 概要 | 将来にわたり畜産生産基地としての発展が期待される地域において、総合的な畜産経営の環境整備を行い、家畜排せつ物等の地域資源のリサイクルシステムを構築することにより、畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化に資する。 【対象事業】 資源リサイクル事業 ・エネルギー等副産物利用処理施設整備 ・家畜排せつ物燃焼処理施設整備 ※上記2つは、環境負荷脆弱地域かつ畜産高密度地域に限る。 ・バイオマス燃料生産 ※売電を主目的とするものは対象としない。 |
| 対象者 | 事業参加資格要件を満たす農業者(事業実施主体:(公財)北海道農業公社) |
| 補助率 | 1/2 |
| 所管 | 北海道農政部農村振興局農地整備課草地整備グループ |

| | |
|-------|--|
| No.36 | 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 |
| 対象内容 | 畜産系 |
| 概要 | 知事の認定を受けた畜産クラスター計画に基づき、取組主体が行う、地域の畜産の収益性の向上に資する家畜飼養管理施設等及び当該施設と一体的に整備する設備への支援。 |
| 対象者 | 畜産農家等 |
| 補助率 | 1/2以内 |
| 所管 | 北海道農政部生産振興局畜産振興課 |

| | |
|-------|--|
| No.37 | 林業・木材産業構造改革事業(森林バイオマス等活用施設整備) |
| 対象内容 | 木質系 |
| 概要 | 森林及び木材の加工工程などで発生する木質系バイオマス等を活用するために必要な施設の整備を行い、木質資源の循環利用の推進を図る。 (1)森林バイオマス再利用促進施設(チップパー、オガ粉製造施設等)の整備 (2)木質エネルギー等利用促進施設(木質資源利用ボイラー施設等)の整備 |
| 対象者 | (1):市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する法人、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する団体、木材関連業者等の組織する団体 (2):上記(1)の対象者の市町村以外 |
| 補助率 | 1/2以内 |
| 所管 | 北海道水産林務部林務局林業木材課 |

| | |
|-------|---|
| No.38 | 林業・木材産業構造改革事業(木質バイオマス利用促進施設の整備) |
| 対象内容 | 木質系 |
| 概要 | <p>林地未利用材や製材端材等のエネルギー利用を図るため、収集、運搬の効率化に資する機材等の整備、林地未利用材等を燃料または製品の原料として活用するために必要な施設及び公共施設等において木質バイオマスを燃料として利用するために必要な施設の整備を支援。</p> <p>(1)林地未利用材等の収集・運搬の効率化に資する機材等(移動式木材破碎装置等)の整備。</p> <p>(2)林地未利用材等をバイオマスエネルギーまたは製品の原料として活用するために必要な施設(バイオマス発電施設(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条の再生可能エネルギー発電施設の対象となる発電施設本体を除く)、熱供給施設、ペレット製造施設、木材成分抽出利用施設、木質系粗飼料製造施設等)の整備。</p> <p>(3)公共施設等において木質バイオマスを燃料として利用するために必要な施設の整備。</p> |
| 対象者 | <p>(1):市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、PFI事業者、民間事業者(地域に賦存する木質バイオマスの総合的利活用に取り組む地域において実施する場合、地域材を利用するために森林所有者等と木質バイオマスの安定取引協定等を締結する場合に限る。)</p> <p>(2):上記(1)の対象者に加え、地方公共団体等が出資する法人</p> <p>(3):上記(2)の対象者に加え、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、社会福祉法人及び一部事務組合</p> |
| 補助率 | 1/2~1/3以内 |
| 所管 | 北海道水産林務部林務局林業木材課 |

| | |
|-------|---|
| No.39 | 合板・製材生産性強化対策事業(森林バイオマス等再利用促進施設整備) |
| 対象内容 | 木質系 |
| 概要 | 森林及び木材の加工工程などで発生する伐根や枝条、工場残材などを原料とした炭化施設、オガ粉製造施設、有機質飼料生産施設等の整備を補助の対象とし、木質資源の循環利用の推進を図る。 |
| 対象者 | 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人であって体質強化計画に明記された事業主体。 |
| 補助率 | 1/2以内 |
| 所管 | 北海道水産林務部林務局林業木材課 |

| | |
|-------|---|
| No.40 | バイオマス利活用エキスパート・アドバイザー派遣事業 |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | バイオマスの利活用に関する地域の自発的な取組の促進に向け、地域の機運醸成から事業の具体化に至る様々な段階に応じて、専門家による適切なアドバイスを行うことにより、本道に豊富に賦存するバイオマスの利活用を促進する。 |
| 対象者 | バイオマスの導入に取り組む市町村 |
| 補助率 | -(費用は無料) |
| 所管 | 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 |

| | |
|-------|--|
| No.41 | 循環型社会形成推進交付金 |
| 対象内容 | 都市廃棄物系 |
| 概要 | 市町村が廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画(循環型社会形成推進地域計画)し、計画に位置づけられた施設整備に対し交付金を交付。 |
| 対象者 | 地方公共団体 |
| 補助率 | 1/3(一部の先進的な施設については1/2) |
| 所管 | 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 |

| | |
|-------|---|
| No.42 | 循環資源利用促進施設設備整備費補助金(設備整備補助金) |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 循環資源利用促進税を財源として、産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクルのための施設設備の整備費用の一部を補助。 |
| 対象者 | 道内の事業所(設置予定を含む)で産業廃棄物を排出または処理する事業者(個人または法人) |
| 補助率 | 1/2以内(汚泥、廃プラスチック類、建設混合廃棄物、廃石膏ボードのリサイクルに係る施設設備の整備にあつては、補助対象経費の2/3以内) 《上限》(1)排出抑制・減量化 1億円 (2)リサイクル 3億円 ※1事業者が補助制度により受けられる補助金の通算限度額は5億円 |
| 所管 | 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 |

| | |
|-------|--|
| No.43 | リサイクル技術研究開発補助金(研究開発補助金) |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 循環資源利用促進税を財源として、産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクルに係る技術の研究開発に要する費用の一部を補助。補助対象者がその成果を事業化することを前提に行う研究開発で、自ら排出する産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクルに資するもの、または他者が排出する産業廃棄物のリサイクルに資するもので、次に該当するもの: ・基礎研究(以下の研究開発と併せて行う場合に限る) ・応用研究 ・実用研究 ・試作研究 ・技術改善 |
| 対象者 | 道内に事業所を置く事業者(個人または法人)またはグループ(代表者は道内事業者で、かつ構成員の半数以上が道内事業者である者に限る) |
| 補助率 | 道内に主たる事務所を置く中小企業または全構成員のうち半数以上をこれら中小企業が占めかつこれら中小企業のいずれかが代表者となるグループ:2/3以内 それ以外:1/2以内 |
| 所管 | 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 |

| | |
|-------|--|
| No.44 | リサイクル産業創出事業費補助金 |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 循環資源利用促進税を財源として、企業等が行う産業廃棄物を利用したリサイクル製品等の事業化に向けた実証実験や市場調査、製品の改良、戦略策定のために行う調査などに要する費用の一部を補助。 (1)市場投入に先立ち行う実証実験または市場調査 (2)リサイクル製品(試供品)の改良 (3)展示会を活用した調査または戦略(事業計画)策定のために行う調査 ※前号の事業と同時に実施する場合に補助対象 |
| 対象者 | 道内に主たる事務所または事業所を有する事業者(NPO法人等を含む)または、そのグループ(代表者は道内事業者で、かつ構成員の半数以上が道内事業者である者に限る) |
| 補助率 | 道内に主たる事務所を置く中小企業、または全構成員のうち半数以上がこれらであり、いずれかが代表となるグループ:3/4以内 それ以外:1/2以内 上限:500万円(市場調査のみの場合は200万円) |
| 所管 | 北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 |

| | |
|-------|---|
| No.45 | 地域新エネルギー導入アドバイザー制度 |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 道営電気事業の運営を通して蓄積してきた事業経営や施設整備等に関するノウハウを提供し、市町村等の地域における新エネルギーへの取組を支援。 |
| 対象者 | 道内の市町村、公共性を有する団体 |
| 補助率 | — |
| 所管 | 北海道企業局発電課 |

| | |
|-------|---|
| No.46 | 技術支援・研究開発 |
| 対象内容 | バイオマス全般 |
| 概要 | 道内産業の振興に貢献することを目的に、研究成果や技術・知見を活かし、バイオマスの利活用に係る技術相談、技術指導、研究開発などを行い、企業や道民の皆様の技術的な課題をサポートする。 |
| 対象者 | 民間事業者、地方公共団体等 |
| 補助率 | — |
| 所管 | 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 |

(3) 融資制度

| | |
|-------|---|
| No.47 | 北海道中小企業総合振興資金(ライフステージ対応資金、ステップアップ貸付(政策サポート)) |
| 対象内容 | 省エネルギー・新エネルギー、環境負荷の低減を図る施設等の導入に要する資金または省エネ・新エネなど環境産業に係る新技術等の事業化に要する資金。 |
| 概要 | 道の経済政策上、特に重点的に取り組む分野における新事業の展開、新技術・新製品の開発、施設や設備の新増設などを行う中小企業者等に対し、事業の推進及び実施に必要な事業資金の融資の円滑化を図ることにより、企業の事業活動の発展に資する。 |
| 対象者 | 中小事業者等 |
| 融資条件等 | ◆資金使途:事業資金 ◆融資額:1億円以内 ◆融資期間:10年以内(うち据置1年以内) ◆融資利率: 【固定金利】3年以内:年1.2%、5年以内:年1.4%、7年以内:年1.6%、10年以内:年1.8% 【変動金利】年1.2%(融資期間が3年を超える取り扱いの場合に限る) |
| 所管 | 北海道経済部地域経済局中小企業課金融グループ |

| | |
|-------|---|
| No.48 | 北海道市町村振興基金貸付金 |
| 対象内容 | ①地熱、天然ガス利用施設の整備 ②太陽熱利用施設の整備 ③その他地域エネルギー開発利用施設の整備 |
| 概要 | 太陽熱、地熱等地域エネルギーの開発利用の推進を図るため、地域エネルギーの開発振興事業を実施する市町村等に対し、貸付を行う。 |
| 対象者 | 市町村、特別地方公共団体 |
| 融資条件等 | ①貸付額は貸付対象額の概ね75% ②貸付利率は、貸付日現在における財政融資資金貸付金利のうち、償還期間(据置期間を含む)に対応した元利均等償還(半年賦)に係る金利に応じ、次のとおりとする。 ア 財政融資資金貸付金利が0.3%以上の場合、その金利から0.2%を控除した率。 ただし、控除後の率が6%を超える場合には6%とする。 イ 財政融資資金貸付金利が0.1%以上0.3%未満の場合、0.1%とする。 ウ 財政融資資金貸付金利が0.1%未満の場合、財政融資資金貸付金利と同一利率とする。 ③償還期間は12年以内(据置期間2年以内) |
| 所管 | 北海道総合政策部地域主権・行政局市町村課 |

| | |
|-------|---|
| No.49 | 林業・木材産業改善資金 |
| 対象内容 | 林業・木材産業生産過程において発生する根株や枝条などの未利用資源や間伐材等の木質系資源を利活用するための機械・施設の購入または設置に要する資金。(エネルギー利用施設等関係分) ①未利用資源活用機械・施設 ②成形燃料製造機械 |
| 概要 | 林業・木材産業の生産工程の改善を図るため、能率的な技術を導入する場合に必要な施設等を設置するのに必要な資金の一部を無利子で貸し付ける。 |
| 対象者 | 森林所有者、素材生産業者、林業労働従事者、種苗生産業者、森林組合、林業経営を行う市町村、木材製造業者、木材卸売業者、木材市場業者、農商工等連携促進法の認定中小企業者、六次産業化法の促進事業者 |
| 融資条件等 | ①融資方法:直接融資 ②利 率:無利子 ③貸付限度額:個人1,500万円、会社3,000万円、団体5,000万円(木材産業分野1億円) ④償還期間:10年以内(うち、据置期間3年以内) ※農林漁業有機物バイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第4条の認定またはその他の法律の認定を受けた方は、特例により償還期間等の延長措置がある。 |
| 所管 | 北海道水産林務部林業木材課 |